

令和 3 年
公認会計士論文式試験
【解答速報】
企 業 法
第 1 問・第 2 問

本解答は令和 3 年 8 月 26 日 16 時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成・提供しており、試験機関による本試験結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

第1問 答案用紙
(企業法)

問題 1	乙会社は甲会社の子会社であるが、乙会社株式の帳簿価額は甲会社の総資産額の2分の1であり、また、本件譲渡により甲会社は乙会社のすべての議決権を失い、議決権の総数の過半数を有しなくなるため、本件譲渡は467条1項2号の2の子会社株式の譲渡として株主総会特別決議が必要となる（467条1項柱書2号の2・309条2項11号）。Aは代表権を有するが（349条1項本文2項）、株主総会特別決議を経ていない。そこで、本件譲渡の効力が、明文からは明らかでなく問題となる。思うに、会社の利益と第三者の利益を比較衡量することにより、個別具体的に決すべきである。本件譲渡は業務執行にあたるが、事業の重要な一部の譲渡と実質的に異ならない。また、相手方は、株主総会決議が法律上必要であることを知ることができるはずであるし、譲渡制限株式は、流通するおそれも少ない。よって、会社の利益を優先し、無効となり、甲会社は相手方である丁会社の善意・悪意を問わず無効主張ができる。
問題 2	本問の訴えは、株主Bにより、株主総会決議の日から3カ月以内に提起されているため、訴え自体は適法である（831条）。では、本問において、取消原因が存するであろうか、Cによる本件準共有株式の議決権行使が適法かが問題となる。 本件準共有株式について、権利行使者の指定及び通知（106条本文）はなされていないが、甲会社は本件準共有株式の議決権行使に同意（同条ただし書）している。しかし、権利行使者の指定及び通知を欠く議決権の行使が株式会社の同意によって適法となるためには、議決権の行使が民法の共有に関する規定に従ったものである必要があり、共有に属する株式についての議決権の行使は、特段の事情がない限り管理行為であるから、民法252条本文により各共有者の持分の価格に従いその過半数で決せられると解すべきである。 本問では、BCD間において本件準共有株式の議決権行使について何の合意もなく、また、Cのみでは持分の価格の過半数に達しないため、各共有者の持分の価格の過半数による決定がない。よって、Cによる本件準共有株式の議決権行使は106条に反し、決議方法の法令違反（831条1項1号）という取消原因が存する。 では、裁量棄却（831条2項）が可能であろうか。準共有者の一人が、準共有株式について違法に議決権を行使することは、他の準共有者の議決権行使を不当に妨げるものであり、違反する事実が重大であるといえる。また、他の準共有者の意思が適切に反映されていれば決議の結果が変わってくることもあるため、決議に影響を及ぼさないとはいえない。よって、裁量棄却できない。 以上より、Bの請求は認められる。

第2問 答案用紙
(企業法)

問題 1	本件虚偽記載に係るAの判断に、経営判断原則が適用されるであろうか。
経営判断原則は、取締役の業務執行のうち、裁量が認められる経営判断を伴う行為に対して、その経営判断の前提事実についての不注意な誤り及び認識事実に基づく意思決定過程と内容に著しい不合理がなければ、善管注意義務違反がないとする考え方であるところ、取締役には、法令に違反するなどという経営判断の裁量は認められないため、法令違反がある場合には経営判断原則は適用されないと解する。	
金融商品取引法24条の有価証券報告書の提出義務に関する規定は、会社を名宛人とするものであるが、同法197条1項1号及び207条1項により、虚偽記載のある有価証券報告書を提出した会社の代表者にも罰則が設けられているため、代表者も虚偽記載のある有価証券報告書の提出禁止義務を負うと解する。よって、それに違反したAの判断には、経営判断原則が適用されない。また、Aは会社法355条の定める法令遵守義務に違反したことになるため、同法423条1項の任務懈怠が認められる。以上より、Aの主張は認められない。	
問題 2	Dは代表訴訟（847条）を提起しているが、Dの請求が認められるためには、Aが戊会社に対し損害賠償責任（423条1項）を負う必要がある。423条1項の責任を追及するためには、①役員等が、②故意又は過失により、③任務を怠り（任務懈怠）、④会社に損害を生じさせ、⑤任務懈怠と損害との間に相当因果関係が認められることが必要である。
①Aは取締役であり、役員等に当たる。また、③Aの本件虚偽記載は、問題1で述べたように、355条の法令遵守義務に違反するため、任務懈怠がある。そして、②それについてAの故意も認められる。	
では、会社に損害を生じさせたといえるか。会社が支払った罰金が、取締役が会社に賠償すべき損害の範囲に含まれるかが問題となる。	
取締役の任務懈怠により会社が罰金を支払い、それに相当する額の財産が逸出した場合には、取締役の責任を追及して会社の財産を回復させる手段を株主に認め、当該取締役が会社に対する損害賠償義務を果たすことで損害の回復を認めることが公平の見地から相当である。損害賠償請求が不当な責任の転嫁であるというAの主張は妥当でない。よって、会社が支払った罰金は、取締役が会社に賠償すべき損害の範囲に含まれると解する。	
したがって、④戊会社には本件罰金相当額の損害が発生しているといえ、⑤Aの任務懈怠と戊会社の損害との間には相当因果関係が認められる。以上より、Aは戊会社に対して本件罰金相当額につき損害賠償責任（423条1項）を負うため、Dの請求は認められる。	

令和 3 年公認会計士論文式試験 大原の“大当り”ズバリの的中(速報)

企業法の的中問題をご紹介します！

■令和 3 年論文式試験企業法第 1 問 問題 1

甲株式会社(以下、「甲会社」という。)は、和菓子の製造販売を行う乙株式会社(以下、「乙会社」という。)と、料亭を営む丙株式会社(以下、「丙会社」という。)を完全子会社とする純粋持株会社である。これら 3 社はいずれも、取締役会設置会社でも種類株式発行会社でもない。これら 3 社の定款には、問題文で明示されている以外に、会社法の規定と異なる別段の定めは設けられていない。

甲会社の発行済株式総数は 100 株であり、A が 40 株、A の配偶者である B が 30 株、A と B の子である C と D がそれぞれ 20 株、10 株を保有している。甲会社の取締役は A、B、C、D の 4 人であり、いずれもその残任任期は 5 年ほどである。甲会社は代表取締役を定めていない。甲会社の資産は乙会社の株式と丙会社の株式のみであり、これらの帳簿価額が甲会社の総資産額に占める割合はそれぞれ 2 分の 1 である。

この場合において、次の **問題 1** 及び **問題 2** に答えなさい。なお、甲会社の資産の状況に変動はないものとする。

問題 1 令和 2 年 4 月 15 日、A は、他の株主に知らせることなく、甲会社が保有している乙会社の株式の全てを丁株式会社(以下、「丁会社」という。)に譲渡した(以下、「本件譲渡」という。)。本件譲渡の効力について論じなさい。



■資格の大原 令和3年受験 論文基礎演習第4回 第2問 問題2

甲株式会社（以下、「甲会社」という。）は、ゲーム機器を製造販売する公開大会社かつ監査役会設置会社であり、総資産額を50億円、資本金の額を7億円とする会社である。甲会社は乙株式会社（以下、「乙会社」という。）の総株主の議決権の55%を保有しており、乙会社は甲会社の製造するゲーム機器対応のゲームソフトを製造販売している。甲会社では、近年業績が悪化してきており、その打開策を検討している。この場合において、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい。なお、甲会社の定款には、電子公告を公告方法とする旨の定めがあるものとし、また、 **問題1** と **問題2** は独立したものとする。

...

問題2 甲会社では、業績悪化の打開策の一つとして、保有する乙会社の株式の全部をYに売却することとした。この場合、甲会社において必要とされる会社法上の手続について論じなさい。なお、甲会社が保有する乙会社の株式の帳簿価額は15億円であり、また、Yと乙会社との間には株式保有関係がないものとする。